

公益社団法人日本建築士会連合会 御中
 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 御中
 公益社団法人日本建築家協会 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

こどもみらい住宅支援事業における工事出来高の確認書類等の公開について
 (ご協力をお願い)

日頃より住宅生産行政に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国の令和 3 年度補正予算に計上されたこどもみらい住宅支援事業に関し、令和 3 年 11 月 26 日付事務連絡において、以下の取扱についてお知らせしていたところです。

- ①住宅の完成・引渡しの前であっても、一定の工事出来高への到達が確認できた時点で補助金の交付を行うこと。一定の工事出来高への到達について、建築士が確認を行い、その旨を記載した書類を、本事業の交付申請書に添付すること。
- ②土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害特別警戒区域に立地する住宅でないことについて、建築士が確認を行い、その旨を記載した書類を、本事業の交付申請書に添付すること。
- ③住宅のリフォームのうち耐震改修については、旧耐震基準により建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させる工事を対象としており、要件を満たすことについて、建築士が確認を行い、その旨を記載した書類を、本事業の交付申請書に添付すること。

今般、交付申請書に添付する以下の書類の様式がこどもみらい住宅支援事業事務局ホームページにおいて公開されましたので、お知らせいたします。本事業の申請者となる事業者からこれらの書類の作成依頼があった場合は、当該依頼にご協力いただきたい旨、建築士に対して周知いただきますようお願いいたします。

出来高確認書 (別紙 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の工事出来高に到達していること（上記①） ・土砂災害特別警戒区域に立地する住宅でないこと（上記②） について、建築士が証明する書類。
耐震改修 証明書 (別紙 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準により建築された住宅を現行の耐震基準に適合させる工事であること（上記③） について建築士が証明する書類。

なお、本事業の詳細については、以下のこどもみらい住宅支援事業ホームページにおいて公表しております。

- ・こどもみらい住宅支援事業事務局ホームページ
<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>
- ・国土交通省住宅局ホームページ「こどもみらい住宅支援事業について」
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000195.html

<本通知に関するお問合せ先>

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本（内線39463）

課長補佐 佐藤（内線39472）

既存住宅検査・評価係長 池本（内線39471）

<こどもみらい住宅支援事業事務局コールセンター>

電話：0570-033-522（IP電話等からの問い合わせは042-204-0994）

受付時間：9：00～17：00（土、日、祝日を含む。）